



特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

愛知労働局一般公示 第69号

愛知地方最低賃金審議会は、「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」及び「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金」の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、愛知県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年8月26日までに、愛知地方最低賃金審議会（名古屋市中区三の丸2-5-1 愛知労働局 労働基準部 賃金課内）あて提出されたい。

令和8年8月5日

愛知労働局長 久知良 俊二